

令和6年6月
警察庁

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和6年4月19日から同年5月18日までの間、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集を行った結果、50件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」等が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第60号）
指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則（令和6年国家公安委員会規則第8号）

2 命令等の案を公示した日

令和6年4月19日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、本内閣府令案等に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 50件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	44件
電子メール	3件
郵送	3件

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 A T大型免許等の導入等の関係

A T大型免許等の導入、M T免許の技能試験等の方法の見直し、中型第二種免許の試験車両の見直しについては、

- 免許取得の利便性が向上する。
- 教習時間の短縮につながる。
- 現在の新車のバス車両もA T車が多くを占めていることから、A T大型二種免許の導入により、バス運転者の増加が期待できる。

といった御意見があった一方、A T大型免許等の導入について、

- 重量の大きい車両、多数の旅客を乗せて走行する車両は、取得のためのハードルを下げるべきではない。
- A T車はM T車より事故の発生率が高いのではないか。

といった御意見がありました。

A T大型免許等の導入については、

- 複数のメーカーへのヒアリングや関係団体に調査した結果、新たに生産される大型バスの約9割、大型トラックの約7割がA T車であること
- 大型車メーカーは今後もA T車の生産を増やしていく意向であり、運送事業者の約4分の3が今後A T車の保有を増やす意向であること
- 令和4年中に新たに普通免許試験に合格した者のうち約7割（女性のうち約9割）がA T限定普通免許試験合格者であること

といった、近年の車両や免許取得の状況を踏まえて行うものであり、

- 走行実験の結果から、クラッチ・ギア操作は、普通車により確認が可能であることを確認し、また、M T車の操作に要する技能以外の教習内容の見直しは行っていないこと

○ A T車の事故率がM T車のものよりも高いとは認められないこと
等も踏まえ、原案のとおり定めることとしたものです。

2 その他

改正案に対する直接の御意見ではありませんが、

- 運送業の人手不足を解消する為には、免許制度ではなく労働環境や待遇改善が必要である。

- バス運転手不足は長時間労働と低賃金が一番の原因である。

といった御意見がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

なお、意見公募手続を実施した案に、表記の適正化のため、所要の技術的修正を行いました。